

【資料 2】 捜索差押令状の内容

*日本弁護士連合会への報告書より引用

**以下で【不明】部分は、時間のない中で、立会いの弁護士が捜索差押令状を読み上げ筆記したため、判然としなかった部分である。

- ・ **被疑者**:カルロス・ゴーン・ビシヤラ氏(以下、「ゴーン氏」という)ら合計4名
- ・ **被疑事実**:ゴーン氏に対しては出入国管理法違反。その他の者については出入国管理法違反(幫助)及び犯人隠避罪
- ・ **捜索の場所**:法律事務所ヒロナカ及びその付属施設
- ・ **差押えるべき物**:
 - (1) 関係あると思料されるゴーン氏との面談のために来所した来所者の名簿一覧表、同来所者の名刺、身分証明書の写し、被疑者4名又は関係者の入手・作成・保管又は使用に関与したと思われる ID 又はパスワードを記載したメモ、手帳、電磁的記録媒体、関係者がインターネットにアクセスしたログが記録された紙片、電磁的記録媒体、契約書、【不明】、預り証等の契約及び約定書による事件関係者による支払又は請求に係る書類、事件関係者の名簿、関係機関、関係団体ないし関係者の連絡ないし【不明】文書、航空券、交通乗車券、タクシー券等の交通関係に係る請求書、領収書、日記帳、手帳、カレンダー、予定等の行動を記録した文書【不明】電話番号帳、住所録、会計記録、ノート、メモ類、写真等の記録関係文書【不明】IC レコーダー、録音テープ、CD、DVD、ブルーレイハードディスク、USB メモリー等の音声【不明】動画機器及びその媒体、携帯電話機等の通信機器、 パーソナルコンピュータ等の機器並びにこれらに關係する文書及び物件、
 - (2) 電子計算機に電気通信回線を接続している記録媒体、【不明】メールサーバーの記録領域のうち先の【不明】に該当するもの、【不明】差押えるべきパーソナルコンピュータにインストールされているメーカーに記録されているアカウントにアクセス可能な記憶領域、差押えるべきパーソナルコンピュータに使用者の ID、パスワードでアクセス可能な記憶領域、【不明】な記憶領域であって【不明】使用者の ID、PW でアクセス可能な記憶領域。

以上